委託業務契約約款

（令和８年 10 月１日適用）

（総則）

第１条 発注者及び受注者は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添の仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

２ 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に履行するものとし、発注者はその契約金額（単価契約の場合は、当該業務数量に契約単価を乗じて算出した額とする。以下同じ。）を支払うものとする。

３ 発注者が履行期間内において業務数量及び履行期限を指定した場合は、前項の「契約書記載の業務」とあるのは「発注者の指定した業務数量」と、「契約書記載の履行期間」とあるのは「発注者の指定した履行期限」と読み替えるものとする。

４ この約款と仕様書等に相違がある場合は、仕様書等を優先適用するものとし、仕様書等に記載されていない事項でもその性質上当然必要なものは、発注者の指示に従い受注者の負担で行うものとする。

５ この契約の成果（以下「成果品等」という。）は発注者に帰属し、又発注者は成果品等を自由に使用し、使用にあたり内容等を変更することができる。

６ 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

７ この契約書に定める催告、請求、通知、申出、協議、承諾、解除は、書面により行わなければならない。

８ この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。

９ この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

10 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

12 この契約に関し、万が一紛争を生じ、訴えを提起する場合の裁判所は、発注者の事業所を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（権利義務の譲渡等）

第２条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

２ 受注者は、成果品等（履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（一般的損害等）

第３条 この契約の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、発注者が負担する。

（一括再委託等の禁止）

第４条 受注者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（監督員）

第５条 発注者は、業務の履行について指示及び監督にあたる担当職員（以下「監督員」という。）を定めたときは、受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

２ 監督員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の業務主任者に対する業務に関する指示

(2) この約款及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務主任者との協議

(4) 業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督

３ この約款に定める指示等は、仕様書等に定める場合を除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（業務主任者等）

第６条 受注者は、業務履行の管理運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務主任者として選任しなければならない。この場合において、発注者が必要と認めるときは、受注者に対して業務主任者の選任について報告を求めることができる。
２ 受注者は、関係法令に規定する技術者を定めたときは、書面により発注者に通知するものとする。技術者を変更したときも同様とする。
（業務の調査等）
第７条 発注者は、受注者の業務の処理状況について随時に調査し、又は必要な報告を求めることができる。
（業務内容の変更等）
第８条 発注者は、必要がある場合は、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。
２ 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。
３ 契約締結後において、天災その他の不可抗力による日本国内での経済情勢の変動により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、発注者又は受注者は相手方と協議して、契約金額及びその他契約内容を変更することができる。
（賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更）
第９条 発注者又は受注者は、契約期間内で委託契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求することができる。ただし、請求があった日を基準日とし、変更を請求する契約金額は基準日以降の残契約金額が対象となり、残契約期間は２か月以上なければならない。
２ 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残委託代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残委託代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、委託代金額の変更に応じなければならない。
３ 変動前残委託代金額及び変動後残委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 21 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
４ 第１項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」とするものとする。
５ 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、契約代金額の変更を請求することができる。
６ 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を請求することができる。
７ 前２項の場合において、契約代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 21 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
８ 第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。
（履行期間の延長）
第 10 条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して、遅滞なくその事由を付して履行期間の延長変更を求めることができる。
２ 前項の申し出があった場合において、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることができる。
（遅延違約金）
第 11 条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は受注者に遅延違約金を付して履行期間を延長することができる。
２ 前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に定める遅延利息の率（閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。以下「遅延利息の率」という。）を乗じて得た金額と（その額に百円未満の端数があるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）する。

（検査及び引渡し）
第 12 条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務の履行に係る完了届の提出については、当月分の完了届をまとめて月 1 回提出することを指示できる。
3 発注者は、業務完了届を受領したときは、その日から１０日以内に発注者の職員をして検査を行わなければならない。
4 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。
5 受注者は、第 3 項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。再検査については、前 2 項の規定を準用する。
6 受注者は、第 3 項の検査に合格したときをもって、当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。
7 受注者は、検査に合格した成果品等を遅滞なく発注者に引渡さなければならない。
（契約金額の支払い）
第 13 条 受注者は、前条に規定する検査に合格したときは、発注者に対して、契約金額の支払いを請求することができる。ただし、発注者が仕様書等において請求時期を別に定めた場合は、この限りでない。
2 発注者は、前項の支払請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に支払わなければならない。
3 発注者は、その責めに帰する事由により、前項の期間内に代金を支払わないときは、受注者に対して支払金額に遅延利息の率を乗じて得た金額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。
（契約不適合責任）
第 14 条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。
2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
(1) 履行の追完が不能であるとき。
(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
4 受注者が負うべき契約不適合責任は、第１２条第 6 項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
（契約不適合責任期間等）
第 15 条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第１２条第 7 項の規定による引き渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 1 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
3 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
4 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
6 民法第６３７条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ち

に受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書の記載内容又は発注者の指示等により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容又は指示等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（発注者の催告による解除権）

第 16 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。

(2) 履行期間内に業務を完了しないとき又は履行期間後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと発注者が認めるとき。

(3) 正当な理由なく、第 12 条第 5 項の補正がなされないとき。

(4) 正当な理由なく、第 14 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(5) 受注者又はその使用人が検査若しくは監督に際し、発注者の指示に従わず、又は職務の執行を妨げ、若しくは詐欺その他の不正行為をしたとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第 17 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 2 条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2) この契約の業務を終了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 第 25 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(7) 受注者について破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

(8) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、事業執行が困難と見込まれるとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 18 条　第 16 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合その他不正行為による解除）

第 19 条　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして、独占禁止法第 61 条第 1 項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟（以下この条において「抗告訴訟」という。）が提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令（以下「課徴金の納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

(3) 公正取引委員会が受注者に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、受注者が抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 公正取引委員会が行った排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「排除措置命令等」という。）において、この契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(5) 排除措置命令等により、受注者等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（排除措置命令等に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該独占禁止法違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(6) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（談合その他不正行為があった場合の違約金等）

第 20 条 受注者は、この契約に関し、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、発注者に対し、違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前条第 1 項第 1 号から第 5 号までのうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売である場合、その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 受注者は、この契約に関し、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、前項に規定する契約金額の 10 分の 1 に相当する額のほか、発注者に対して違約金（違約罰）として契約金額の 10 分の 1 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金を合計した額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

4 前 3 項の規定は、この契約の終了後においても適用があるものとする。

5 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に第 1 項及び第 2 項に規定する違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して当該違約金の額を発注者に支払わなければならない。

6 受注者が第 1 項及び第 2 項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、遅延利息の率を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（暴力団排除措置による解除）

第 21 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 受注者の役員等（美濃加茂市契約等における暴力団等排除措置要綱（平成 28 年美濃加茂市告示第 55 号。以下「暴排措置要綱」という。）第 2 条第 4 号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

(3) 受注者の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。

(4) 受注者の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第 2 条第 3 号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第 2 条第 7 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用しているとき。

(5) 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。

(6) 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(7) 受注者の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(8) 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。
(9) 受注者が、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務契約代金債権を譲渡したとき。
(10) 受注者が、第 2 号から第 8 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第 8 号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
（不当要求による解除）
第 22 条 発注者は、受注者が、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。
(1) 暴力的な要求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) この契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて発注者の信用を棄損し、又は発注者の業務を妨害する行為
(5) 前各号に掲げるもののほか、市が発注する業務の受注者として不適切であると認められる行為
（予算の減額又は削除に伴う解除等）
第 23 条 この契約が、美濃加茂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年美濃加茂市条例第 15 号）に基づく契約である場合は、発注者は、翌年度以降において、発注者の歳出予算におけるこの契約の予算が減額又は削除された場合は、この契約を変更又は解除する。この場合において、受注者はその損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
（協議解除）
第 24 条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。
2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
（受注者の解除権）
第 25 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
(1) 第 8 条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が 2 分の 1 以下に減少したとき。
(2) 第 8 条の規定により、発注者が業務の履行を一時中止させ、又は中止させようとする場合において、その中止期間が 3 月以上に及ぶとき、又は契約期間の 3 分の 2 以上に及ぶとき。
2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。
（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
第 26 条 前条第 1 項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。
（解除に伴う措置）
第 27 条 発注者は、契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、発注者は当該履行完了部分に対する代金相当額を受注者に支払うものとする。
2 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
3 受注者は、契約が解除された場合において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、受注者は遅滞なく当該物件を撤去（発注者に返還する貸与品、支給材料等については、発注者の指定する場所に搬出。以下本条において同じ）するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。
4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
5 第 2 項及び第 3 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 16 条、第 17 条、第 19 条第 1 項、第 21 条第 1 項又は第 22 条の規定によるときは発注者が定め、第 24 条又は第 25 条の規定によるときは、

発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
（発注者の損害賠償請求等）
第 28 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
(2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
(3) 第 16 条、第 17 条又は第 22 条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
(1) 第 16 条、第 17 条又は第 22 条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
(2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法 律第 154 号）の規定により選任された管財人
(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により同項各号が第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
5 第 1 項第 1 号の場合においては、発注者は、契約金額から検査に合格したものの契約金額相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額を請求するものとする。
（不当介入への対応）
第 29 条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、当該不当介入を管轄する警察に通報するとともに、発注者に報告しなければならない。
（相殺）
第 30 条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。
（契約外の事項）
第 31 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定めるものとする。